

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1167

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条の5関係）		別表（第2条の5関係）	
イ（略）		イ（略）	
ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
(略)		(略)	
第5号区分	(1) (略) (2) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表 ⁽¹⁾ 一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）	第5号区分	(1) (略) (2)ア 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表 ⁽¹⁾ 一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの イ 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表 ⁽¹⁾ 一般分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。） ウ 平成29年4月1日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成29年4月以後の任用規則」という。）別表職位分類表 ⁽²⁾ 特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職のうち学芸課長の職であつた者
	(3)～(13) (略)		(3)～(13) (略)
第6号区分	(1) (略) (2) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表 ⁽¹⁾ 一般分類職の第4	第6号区分	(1) (略) (2)ア 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表 ⁽¹⁾ 一般分類職の

	<p><u>等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(3)～(16) (略)</p>		<p><u>第4等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p><u>イ 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第5号区分の項第2号アに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第5号区分の項第2号ウに掲げる者を除く。）</u></p> <p>(3)～(16) (略)</p>
第7号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2)ア・イ (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	第7号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2)ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p>
第8号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2)ア・イ (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p>	第8号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2)ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者</u></p> <p>(3)～(14) (略)</p>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。